

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長長第49号
委 託 業 務 名 称	湖北高齢者福祉センター管理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市湖北町速水1920番地
業 務 の 概 要	湖北高齢者福祉センターの管理業務 (1) 施設運営業務 (2) 施設の維持管理及び軽微な修繕 (3) 施設の開閉に関する業務 (4) 管理に関する経理業務
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	640,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市小堀町375番地の1 [商号又は名称] 公益社団法人長浜市シルバー人材センター
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公益社団法人長浜市シルバー人材センターは、湖北高齢者福祉センターにおいて北部事務所を運営しており、同法人に施設管理業務(施設の使用受付、使用許可、日常管理業務等)を委託することで、効率よく施設管理を行える。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>